

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年10月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）ゼファー川崎小田栄マンション計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

株式会社 ゼファー

代表取締役 飯岡 隆夫

東京都千代田区岩本町二丁目1番15号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）ゼファー川崎小田栄マンション計画

（2）種類

住宅団地の新設（第2種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区小田栄二丁目3番60

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

分譲共同住宅の建設

（2）内容

ア 開発区域面積	16,855.44㎡
イ 計画人口（計画戸数）	1,599人（533戸）
ウ 土地利用計画	
（ア）住宅棟	4,032.21㎡
（イ）集会所棟	63.24㎡
（ウ）駐車場棟	2,628.41㎡
（エ）駐輪場	480.52㎡
（オ）ごみ集積所	149.47㎡
（カ）緑化地	4,833.93㎡
（キ）車路	368.43㎡
（ク）歩行者路	2,551.97㎡
（ケ）その他の空地	1,747.26㎡

エ 建築計画

(ア) 区分	住宅棟
(イ) 構造	鉄筋コンクリート造
(ウ) 階数	地下1階地上20階
(エ) 高さ	64.00m
(オ) 建築面積	6,701.26㎡
(カ) 延べ面積	79,056.32㎡

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成16年10月

完了予定：平成18年10月

6 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年10月7日(木)から平成16年11月5日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日等閉庁日は除きます。

(2) 場所

川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市：鶴見区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)